

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年6月まで
私は、昭和50年10月に結婚し、結婚後の夫婦の国民年金保険料を金融機関で3か月ごとに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みである上、申立期間直前の昭和50年4月から同年9月までの期間については、平成24年5月21日に年金事務所により職権で納付済みに記録が訂正されており、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性が高い点など、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 57 年 9 月に会社を退職後、同年 10 月の婚姻に伴い転居した区で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に金融機関で納付していた。私が一緒に保険料を納付していた夫は、婚姻した翌月の同年 11 月からの保険料が納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していたと説明しているところ、オンライン記録において、申立期間直後から平成 21 年 6 月までの申立人とその夫の納付記録は、おおむね一致していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻に伴い転居した区で昭和 57 年 11 月 25 日に払い出されており、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、同年 9 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得している。同区では、申立期間当時、各期（3 か月ごと）に納付書を送付していたことが確認できることから、当該加入手続時点において発行される現年度保険料の納付書で申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は昭和 57 年 10 月に婚姻しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は、52 年 1 月に自身の国民年金手帳の記号番号が払い出されているものの、婚姻した 57 年 10 月までは保険料を納付していなかったが、婚姻後の同年 11 月には、申立人の加入手続とともに、その夫の付加保険料納付の申出が行われたことが記録されている上、同年同月から平成元年 10 月までの 84 か月のうち、定額保険料のみ納付していた昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月を除く 81 か月は、夫は定額保険料に加えて付加保険料を納付していることが確認できるなど、

夫婦の保険料を納付していたとする申立人の国民年金に対する納付意識は高いことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間当初の保険料月額及び納付頻度を記憶しており、その内容は、当時の申立人とその夫の定額保険料に付加保険料を加えた金額及び当時の納付頻度とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時給与が振り込まれていたと記憶する金融機関から提出された申立人に関する取引明細表及びB健康保険組合が保管するA社における申立人に関する適用台帳によると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る上記健康保険組合の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和39年4月13日に入社して以降、平成18年10月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びD健康保険組合の加入記録並びに事業主の回答並びに同僚が保有していた人事異動の辞令及び給料支給明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年7月21日に同社（E区）から同社（B区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B区）における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得日を誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月29日から同年12月1日まで

直営の販売会社の設立に当たりA社へ出向することになり、その準備のため設立予定地に赴任したときの厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細表等は保存していないが、一緒に出向した同僚が給与明細表を所持しており、記録訂正が認められたとのことなので、自分も申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金から提出された申立人に係る加入者台帳及び同僚の申立期間における給与明細表から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年9月29日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記加入者台帳の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とされていないが、申立期間当時の厚生年金基金加入員資格取得届により5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年12月21日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から同年8月31日まで
② 平成6年8月31日から7年12月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月31日）の後の平成8年4月8日付けで、6年5月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人を除く同僚4人の標準報酬月額についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成8年4月8日付けで、遡って6年8月31日と記録されていることが確認できる上、申立人を除く同僚3人の資格

喪失日についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は当該期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、A社の元事業主が提出した契約書によると、契約期間について平成7年12月20日までと記載されている上、申立人の預金通帳により、資格喪失日である6年8月31日以降もそれ以前と同額の給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人は当該期間においても同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、上記契約書に記載されている契約満了日の翌日である平成7年12月21日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 25 日

A社（後に、B社。平成 23 年 10 月*日に解散）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の清算人から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 25 日

A社（後に、B社。平成 23 年 10 月*日に解散）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の清算人から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 18 日はそれぞれ 22 万円、同年 12 月 10 日は 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 17 日
② 平成 20 年 7 月 18 日
③ 平成 20 年 12 月 10 日

A 病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同病院は平成 23 年 2 月及び同年 3 月に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。申立期間における賞与支給明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額について、A 病院が平成 23 年 2 月 7 日及び同年 3 月 7 日に賞与支払届を提出した結果、オンライン記録によると、同年 3 月 1 日付け及び同年 3 月 25 日付けで、いずれも 22 万 5,000 円と記録されている。

また、申立人から提出された賞与支給明細書によると、申立人は、申立期間に A 病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月17日及び20年7月18日はそれぞれ22万円、同年12月10日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与額の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月20日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年11月から3年6月までは34万円、同年7月から4年9月までは41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月29日から4年10月20日まで
② 平成4年10月21日から同年12月31日まで

A社又はB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②もA社又はB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、平成3年7月の随時改定及び同年10月の定時決定が一旦記録されているものの、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年10月20日の後の同年10月27日付けで、遡って当該随時改定及び定時決定の記録が取り消された上、資格喪失日を2年11月29日とする処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成3年10月の定時決定が記録されている者のうち4人は、申立人と同様に、4年10月27日付けで、遡って当該定時決定の記録が取り消された上、資格喪失日を2年11月29日とする処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の当時の財務担当取締役は、「当社は平成4年頃、健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を滞納しており、社会保険事務所（当時）の担当者から再三、社長が呼び出されていた。そして、同年9月頃、総務担当者から朝礼で健康保

険・厚生年金保険を脱退する旨の説明があった。」としていることから、同社は、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人に係る上記資格喪失処理に合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月20日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年10月のオンライン記録並びに申立人に係る上記資格喪失処理前の3年7月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録から、2年11月から3年6月までは34万円、同年7月から4年9月までは41万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、A社又は同社の関連会社であるB社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間の初日である平成4年10月21日にB社において被保険者資格を取得し、同年12月20日にこれを脱退していることが確認でき、また、オンライン記録によると、同年10月27日にA社における健康保険被保険者証が返納されていることが確認できることから、当該期間において、申立人は、同社に勤務しておらず、当該期間のうち、同年10月21日から同年12月20日までの期間について、B社に勤務していたものと認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社の申立期間②当時の事業主から申立人の当該期間における給与及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないため、雇用保険の記録により、申立人と同様に、平成4年10月21日にA社からB社に異動していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、同社における厚生年金保険料の控除について確認することができず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社であるC社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和44年11月30日から45年2月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月30日から45年12月1日まで
② 昭和45年12月1日から47年12月30日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和44年11月30日から45年2月10日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月10日より後の同年4月1日付けで、遡って44年11月30日と届出されていることが確認できる上、複数の元従業員の資格喪失日についても、申立人と同様に遡って同年11月30日と届出されており、そのうち4人については、一旦記録された資格喪失日が遡及訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「B社の事業主とはA社で同僚だった。当該同僚は独立するため自分より先に同社を退職した。」旨供述しているところ、上記被保険者名簿によると、当該同僚の同社における資格喪失日は、申立人と同様に遡って昭和44年11月30日と届出されており、また、B社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は46年7月21日に設立され、当該同僚が設立時の事業主であることが確認できる。なお、当該同僚は既に死亡しているため、照会することができない。

さらに、申立人と同様に、資格喪失日を遡って昭和44年11月30日とされた複数の元従業員は、「自分は資格喪失日以降もA社に勤務していた。」旨供述している上、上記被保険者名簿によると、当該遡及処理において、元事業主の資格喪失日のみ、同社が

厚生年金保険の適用事業所でなくなった45年2月10日と届出されていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によると、上記遡及処理前のA社における資格喪失届の提出は、退職からおおむね1か月以内に行われており、当該遡及処理に係る届出の直前の届出は、昭和45年2月10日に資格喪失した3人の元従業員について同年2月25日付けで行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくともA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の前日の昭和45年2月9日まで同社に勤務していたと認められ、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなった後に申立人に係る上記遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を同年2月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の上記被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和45年2月10日から同年12月1日までの期間について、複数の元従業員は、申立人を記憶していないか申立人の退職日を不明としており、申立人の退職時期を特定することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記複数の元従業員からも、当該期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる資料を得ることができない。

申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上述のとおり、同社の元事業主は死亡している上、同社の元従業員は、申立人を知らない旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②のうち、45年12月1日から47年3月1日までの期間は適用事業所でないことが確認できるほか、同年3月1日から同年12月30日までの期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和45年2月10日から同年12月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成7年2月末まで勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用

の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月26日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年8月1日に同社から関連会社であるB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時、申立人に係る社会保険の事務手続を誤ったと認めていることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和43年7月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 7 月まで

私の妻は、私が昭和 56 年末に会社を退職後、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。なぜなら、妻は国民年金に任意加入して申立期間の保険料が納付済みであるので、夫である自分だけが国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間の申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人の妻が申立人の加入手続及び保険料納付を行ったかもしれないとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無い上、申立人は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号として付番された厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しているのみで、別の手帳を所持した記憶は無いなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされているものの、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は当該期間より後の昭和 58 年 8 月に払い出されていることから、当該期間の保険料はこの払出し以降に過年度納付されたと考えられ、申立内容と相違する上、妻は自身の保険料納付に関する記憶も明確でない。

加えて、申立人、申立人の妻及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人、申立人の妻及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から63年3月まで

私は、27歳の時に市役所で国民年金に加入し、それ以降、市役所内の金融機関の出張所で未納無く国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が27歳となった昭和57年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年8月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、国民年金加入当初に保険料を遡って納付したことはないと説明している。

また、申立人が国民年金に加入したとする昭和57年を含む、56年3月から58年6月までの期間について、申立人が当時居住していた市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人の氏名を確認することはできないほか、申立人は、現在所持する2冊の年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、27歳のときに国民年金に加入したことを裏付けるものとして、申立人が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄に「昭和57年4月1日」と記載されていることを挙げているが、これは被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時期を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年3月まで
私は、結婚後、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金への加入手続の記憶は無いが、申立期間当時は毎月自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと説明している。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立人は昭和59年7月に、申立人の夫は50年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた状況をうかがうことはできない上、申立人の上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は9年と長期間であり、行政機関において長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から59年3月まで
私の妻は、結婚後、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時に毎月自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明している。

しかしながら、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立人は昭和50年5月に、申立人の妻は59年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿において確認でき、申立人の妻に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた状況をうかがうことはできない。

また、申立期間は9年と長期間であり、行政機関において長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人の妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 58 年 5 月までの期間、59 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 60 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 58 年 5 月まで
② 昭和 59 年 7 月から同年 10 月まで
③ 昭和 60 年 9 月

私の国民年金は、昭和 58 年 5 月に婚姻後、妻が私の婚姻前の申立期間①の国民年金保険料を遡って納付し、会社退職後に病気療養中だった申立期間②の保険料も納付してくれた。申立期間③については、当時の勤務先が保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の実家がある A 市及び申立人が昭和 58 年 5 月に転居した B 区の国民年金手帳記号番号払出簿から、51 年 10 月 6 日に最初の手帳記号番号が、59 年 8 月 9 日に二つ目の手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、このほかに別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないところ、A 市の国民年金被保険者名簿には、申立人が 53 年 1 月 6 日に厚生年金保険に加入し、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨が記載されているが、当該資格喪失後の得喪記録及び住所変更記録は記載されていないことから、A 市では、最初の手帳記号番号に係る当該期間の国民年金保険料の納付書は発行しておらず、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、二つ目の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 59 年 7 月に B 区で国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、当該加入手続時点では、申立期間①の過半に当たる 55 年 8 月から 57 年 3 月までの 20 か月は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間①のう

ち同年4月から58年5月までの14か月の保険料は、当該加入手続時点では、過年度納付することが可能であるものの、申立人は、自身の国民年金の加入手続に関与しておらず、遡って保険料を納付したとする以外に保険料納付に関する具体的な記憶が明確ではなく、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も当該期間に係る過年度納付についての保険料の納付期間及び納付額等の納付状況に関する記憶が明確ではない上、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

申立期間②について、申立人及びその妻は、二つ目の手帳記号番号に係る加入手続と同時期に遡って保険料を納付した記憶があると述べているが、当該期間に係る保険料の納付期間、納付場所及び納付額に関する記憶が明確ではなく、オンライン記録によると、申立人に対して昭和61年2月5日に当該期間に係るものと考えられる過年度納付書が発行されていることが確認できることから、同納付書発行時点において当該期間の保険料は未納であったことがうかがえる。

申立期間③について、オンライン記録によると、当該期間は、平成7年7月において申立人の厚生年金保険の記録が整備されたことに伴い、国民年金の加入期間として新たに追加された記録である上、当該記録追加時点では、当該期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人及びその妻は、当該期間に係る申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付を行った記憶は無いと述べている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から48年3月まで

私の母は、私が学生だった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、学生期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。母は、私の姉の婚姻前の保険料と当時同居していた縁者の保険料も納付しており、別居していた母方の伯母と父方の祖父母の保険料の納付も援助していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、学生期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると述べている。

しかしながら、平成9年1月において付番された申立人の基礎年金番号は、申立人が申立期間直後の昭和48年4月に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号であり、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、母親から年金手帳を受領した記憶は無く、ほかの年金手帳を所持したこともないと述べており、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立人の姉の婚姻前の期間に係る保険料及び申立期間当時に同居していた縁者の保険料を納付し、母方の伯母及び父方の祖父母の保険料も援助していたと述べているが、オンライン記録によると、同居していた縁者及び母方の伯母の保険料は納付済みとなっていることは確認できるものの、申立人の父方の祖父母は、それぞれ明治39年より前の生まれであることから、制度上、国民

年金に加入することはできない適用除外対象者であり、申立人の姉の国民年金手帳の記号番号は同姉が婚姻後に国民年金に任意加入した昭和 48 年 2 月に払い出されており、当該払出しより前の期間は国民年金の未加入期間であることが確認できるなど、申立人の父方の祖父母及び姉の記録は、申立人の説明とは一致していない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が申立期間の保険料が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年12月までの期間及び49年2月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年12月まで
② 昭和49年2月から52年6月まで

私の父は、私が会社を退職した後の昭和47年1月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、私が結婚した後は、義父が申立期間②の保険料を納付してくれたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の父親が昭和47年1月頃に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の52年6月から同年7月頃までに払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続きは、この頃に行われたものと考えられ、申立内容と符合しない上、当該払出時点では当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①を含む昭和47年1月から49年2月までについて、申立人が当時居住していた市を管轄する年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち昭和49年2月から50年3月までの保険料は時効により納付することができない上、同年4月から52年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は義父に遡って保険料を納付してもらった記憶は無いとしているほか、申立人の保険料の徴収業務を受託していたA事業団の国民年金記号番号簿（兼納付

状況調)によれば、申立人の保険料の徴収業務は、当該事業団に対し 52 年 6 月 21 日に委託され、同年 7 月から開始されていることが確認できる。

- 3 申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の父親並びに申立期間②の保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の父親及び義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親及び義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13626 (事案 574 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月、45 年 7 月、同年 8 月、46 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 43 年 6 月
③ 昭和 45 年 7 月及び同年 8 月
④ 昭和 46 年 3 月から同年 5 月まで
⑤ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、結婚前に勤務していた会社を退職の都度、どこの役所からかは覚えていないが、自動的に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その納付書で保険料を納付してきた。また、昭和 50 年 4 月に結婚し、すぐに国民年金の加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書で夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされ、申立期間⑤については、一緒に保険料を納付していた私の夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人は、会社退職の都度、自動的に送られてきた納付書で当該期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしていることから、当該期間当時において、厚生年金保険被保険者資格喪失後に、申立人に対し国民年金保険料の納付書が送付された事情はうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 11 月 5 日に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合せず、申立人が現在所持している当該手帳記号番号が記載された年金手帳には、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 49 年 4 月 1 日」と記載されており、申立人はこ

の手帳のほかに別の手帳を所持していた記憶は無いとしているほか、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金の被保険者資格取得日及び同喪失日が平成 12 年 2 月 29 日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間は、当該記録追加時点まで保険料を納付することができない未加入期間であったと推認できることから、当該記録追加時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間⑤に係る申立てについては、申立人は昭和 50 年 4 月頃に加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁（当時）の記録によると、51 年 11 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見受けられないこと、申立人は保険料を一括して納付した記憶が無いと主張していることから、過年度納付等を行うことなく、国民年金の加入手続を行った現年度分の 51 年 4 月の保険料から納付し始めたと考えるのが相当であること、及び申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再度の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出等は無く、申立人は一緒に保険料を納付していた夫の保険料が納付済みとなっているのに、自身の保険料が未納とされていることに納得できないと主張しているが、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13627 (事案 10931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から50年2月まで
② 昭和50年3月から61年3月まで

私は、20歳になった頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。昭和49年7月に住民票を実家に移してからは、結婚するまで私の母が保険料を納付してくれていた。また、結婚後の保険料は、私の夫の給料から天引きされ、夫の勤務先が納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年7月頃時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、平成元年12月5日に資格取得日が昭和61年4月1日から45年12月6日に記録訂正されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録整備時点までは、当該期間を含む61年3月までの期間が全て未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできなかったこと、及び当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の再度の申立てにおいて、申立期間①のうち昭和49年7月以降の保険料は、申立人の母親が納付してくれていたと主張しているが、その申立内容は、49年7月以降の保険料を納付していたことをうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立

期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、婚姻後の保険料は申立人の夫の給料から天引きされ、夫の勤務先が納付してくれていたとして、今回新たに申立てを行っているが、申立人は、当該期間に係る国民年金の任意加入手続に関する記憶が無い上、申立人の手帳記号番号は上記のとおり払い出されていることから、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間②の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫の勤務先は、「従業員の配偶者の国民年金保険料を給料から天引きして、会社が代わりに納付することはない。」と回答している上、申立人は、夫の給料から天引きされていたとする保険料額に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の夫の勤務先が申立期間②の保険料を納付していたことを確認できる資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の夫の勤務先が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から63年3月まで
私の母は、申立期間当時私が学生だったので、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと言っている。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年4月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、申立内容と符合しない上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが、申立人が現在所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、上記手帳記号番号と厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、申立人及びその母親は、ほかの年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続の時期及び場所、保険料の納付場所並びに納付金額等に関して何も覚えていないとしているほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から49年3月31日まで
② 昭和50年2月16日から同年9月16日まで
③ 昭和50年10月7日から51年8月31日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①では、初任給8万円に残業代と記憶しており、C社(現在は、D社)に勤務した申立期間②では、入社時の給与は18万円その後ベースアップがあり、20万円ぐらいになったと記憶している。さらに、E社に勤務した申立期間③では、給与が16万円から19万円と記憶している。しかし、各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、昭和48年4月1日の資格取得時の標準報酬額は、4万8,000円となっており、オンライン記録と一致している。

また、B社から提出された申立人に係る「個人別ファイル」によると、当該期間の俸給が4万6,000円、5万4,000円及び5万8,700円と記載されており、いずれも申立人が主張する報酬月額より下回っていることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和48年4月1日に厚生年金保険の資格を取得した同年代の女性被保険者28名の資格取得時の標準報酬額は、申立人含め14名が4万8,000円、他の14名が5万2,000円となっており、また、申立人の標準報酬額は、同年9月の随時改定において5万6,000円、49年1月の随時改定において6万4,000円と記録されているところ、上記同年代の女性被保険者の標準報酬額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額がその主張する金額であったという事情は見当たらない。

加えて、申立人と同期入社で同年齢であり同じ部署だった従業員は、「決算時期であ

る3月と9月は残業があったが、普段は無かった。初任給は5万円前後だったと記憶している。」と述べている。

また、A社の従業員から提出された昭和48年4月1日付けの採用時に受け取ったとする同社の社印が押されている用紙には、「見習職員に採用する 営業第4部勤務を命じる 俸給4万6,000円を支給する」と書かれており、申立人が主張する報酬月額を確認できない。

申立期間②について、D社は、当該期間当時の厚生年金保険料の控除等を確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、申立人に係る雇用保険の資格取得時の賃金は、8万1,000円と記録されており、これは厚生年金保険の標準報酬月額8万円に該当し、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該期間当時、C社の人事課で勤務していた従業員は、「C社は、いい加減なことをする会社ではないし、間違いは決してしない。女性である時代に18万円なんて考えられない。」と述べている。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と生年月日が近い従業員5名の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額がその主張する金額であったという事情は見当たらない。

申立期間③について、E社は、資料は保存期間経過のため廃棄していると回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の資格取得時の賃金は、8万6,000円と記録されており、これは厚生年金保険の標準報酬月額8万6,000円に該当し、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「出向先であるF社は、E社の受付研修を行っていたところなので、平均で18万円ぐらいの給与だった。」と述べているところ、E社の当時の経理担当者は、「F社でE社の研修を行っていたと聞いたことがない。受付業務の給与は、どこに出向しても一律である。手当も無いし残業も無い。当時の給与で16万円から19万円は考えられない。」と述べている。

なお、上記3社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月まで
③ 昭和 48 年 11 月から 49 年 3 月まで

A社B工場に勤務した申立期間①、C社（現在は、D社）に勤務した申立期間②及びE社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人が勤務していたか不明である。社会保険は正社員と契約社員のみ加入であり、未加入の従業員の給与から保険料を控除することはなかったはずである。」旨回答している。

また、申立人は、同僚1名の氏名を記憶しているところ、当該同僚から申立期間①に係る資料及び厚生年金保険の取扱いに関する証言は得られなかった。

さらに、当該期間にA社B工場に勤務していた従業員12名に申立人の勤務等について照会したところ、7名から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、A企業年金基金は、「申立人の当該期間における基金加入記録は無い。」旨回答しており、同企業年金基金から提出された昭和46年11月の「加入員資格取得届」及び47年3月の「加入員資格喪失届」に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、D社は、C社の資料を保管しておらず、当時の人事のを知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

また、申立人は、同僚1名の氏名を記憶しているところ、当該同僚から申立期間②に係る資料及び厚生年金保険の取扱いに関する証言は得られなかった。

さらに、当該期間にC社に勤務していた従業員16名に申立人の勤務等について照会したところ、8名から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、上記回答があった従業員に対して、記憶している同僚の氏名を照会したところ、うち1名から複数の氏名が出されたものの、C社に係る事業所別被保険者名簿では、当該氏名を確認できないことから、同社においては従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、従業員の証言により、勤務した期間は特定できないが、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、当時の資料を保管しておらず、当時のことが分かる従業員も在籍していないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

また、申立人がE社において当該期間に同じ業務で勤務したとする同僚は、名字のみの記憶であることから特定することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 31 日から 23 年 4 月 1 日まで

A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、A事業所の資料を保管しておらず、当時のことが分かる従業員も在籍していないため、申立人の申立期間における勤務状況等について確認できない旨回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の加入記録及び資格喪失日の記載に不自然さはないが、同被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間中に当たる昭和 22 年 6 月に法律改正に伴う標準報酬の決定が行われ、厚生年金保険の加入記録がある 7 名全員に当該決定の記載があるものの、申立人にはその記載が無いことが確認できる。

加えて、申立人の年金手帳の番号は、申立人がA事業所において厚生年金保険被保険者資格を昭和 21 年 4 月 1 日に取得した際に払い出されているところ、申立人が当該事業所で資格を再取得した際に新しい番号が払い出されていることから、申立人は、当該事業所における資格を一旦喪失したことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和38年7月1日から42年1月1日まで
③ 昭和42年1月1日から43年9月11日まで

平成24年4月頃に、年金記録確認A地方第三者委員会からの脱退手当金に関する協力依頼文書が届いたことから、同年10月頃にB年金事務所で私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、当該脱退手当金の支給金額は、当時の私の給与よりも高額であり、支給されたとしたら覚えているはずである。脱退手当金を受給した記憶は一切無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたC社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年9月11日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する者35名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む33名に支給記録が確認できる上、同一日又は同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が申立人を含み8組19名おり、当該支給記録のある同僚は、「退職手続のときに、会社の担当者から厚生年金保険の脱退についての希望の有無を聞かれ、脱退することを希望した。脱退手当金の請求については、自分では手続をしていないので、会社が請求手続をしてくれたと思う。」との供述をしていることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和

43年9月11日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録については、訂正の必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から36年9月25日まで

私は、申立期間に勤務したA社に係る脱退手当金について、同社を退職した後、結婚のため上京し、自ら社会保険事務所（当時）で請求手続きを行い、窓口の男性職員から3,000円を受給したが、年金事務所では、当該脱退手当金の支給金額は1万4,521円であるとしているので、その差額を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、記憶している受給額と年金記録上の支給額が一致しないことを理由に、その差額を支給してほしいと求めているが、そもそも、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、年金記録上の支給額が実際に支給されたか否かといった支給手続等が的確に行われたか否かを判断する機関ではない。

そして、当該脱退手当金の支給金額（1万4,521円）については、申立人が申立期間に勤務していたA社における申立人の厚生年金保険被保険者月数及びその標準報酬月額から計算して間違いは無く、また、その他の当該脱退手当金の支給に係る記録についても、問題は認められない。

なお、申立人は、当該脱退手当金は3,000円しか受け取っていないと主張するが、その根拠は不明であり、これを確認できる資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録については、訂正の必要性は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及び金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳によると、平成17年7月11日に25万8,541円及び同年7月25日に22万975円がA社から振り込まれていることが確認できるが、いずれも給与と記載されている。

また、A社の元取締役は、「申立人は営業職であり、営業職は歩合給だったので賞与の支給は無かった。」旨供述し、複数の元従業員も、「内勤の者は賞与が支給されていたが、営業は歩合給なので賞与は無かった。」旨供述している。

さらに、B市役所から提出された「(平成18年度相当分)市民税・県民税所得回答書」に記載されている平成17年中の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき試算した同年の社会保険料控除額より低いことが認められる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の破産管財人は、当時の関係資料を保存していないとし、元事業主からは回答が得られなかったことから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。